

医政発 0727 第 14 号
令和 3 年 7 月 27 日

各都道府県知事
各保健所設置市長
各特別区長

} 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」（平成 13 年 6 月 14 日医薬発第 637 号・医政発第 638 号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、今般、同要綱を別添のとおり見直したので、今後の立入検査の実施に当たって参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。